

「紀伊山地及び周辺地域エリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり  
観光人材広域ネットワーク業務委託仕様書

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

「紀伊山地及び周辺地域エリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり  
観光人材広域ネットワーク業務（以下「本業務」という。）

### (2) 履行期間

契約締結日から令和8年2月20日まで

### (3) 委託費の上限額

4,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) 目的

紀伊半島インバウンド推進連絡会議会員である一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下「当財団」という。）は、令和5年度から観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において選定されたモデル地域の一つとして、和歌山県、奈良県、三重県を含む紀伊半島が広域エリアとして連携し、英・仏・米・豪国の高付加価値富裕者の誘客を促すことで、観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加へと経済が好循環する持続可能なモデルを目指している。

観光誘客を推進していくにあたり、人材不足による受け入れキャパシティの限界は大きな問題となっており、解決策の実施が急務である。

当財団は、本課題に対して、繁忙期、閑散期が異なるエリアの観光事業者間で従業員を派遣及び受入することで人材不足を解決する実証実験として「令和6年度観光人材広域ネットワーク業務」（詳細は別紙1-2参照）で人材シェアの仕組みの検証を行った。

本業務では、令和6年度に実施した実証実験で抽出された課題である「受入事業者と比較して、派遣事業者の確保が圧倒的に難しいこと」「継続的に運用できる仕組みの構築」を踏まえ、ブラッシュアップした施策を実施することを目的とする。

## 2. 業務の内容

上記の目的及び「(別添) 紀伊山地とその周辺エリアマスタープラン (2025年1月更新)」で定めた方針、ターゲット、KPIを踏まえ、以下の業務を行うこと。

### (1) 観光人材広域ネットワークのブラッシュアップと検証

- ・課題を踏まえた観光人材広域ネットワークの構築に向けた企画及び検証
- ・検証による新たな課題抽出と解決策の提示

※定性観点及び定量観点での課題抽出及び改善案の提案を行う。

## (2) 派遣事業者と受入事業者のマッチング

- ・派遣事業者及び受入事業者の募集・選定
- ・派遣事業者及び受入事業者の各条件を踏まえたマッチング  
(検証参加者 各2社2名以上)

## (3) 派遣就労者の実務サポート

- ・就労者滞り場所の確保
- ・エリア研修実施
- ・その他必要となる各種サポート

## (4) 事務局業務

(1)(2)(3)の業務遂行にあたって、必要な事務局業務を行う。

- ・勤務管理

就労者の勤怠状況の把握と業務報告書提出等

- ・定例 MTG の実施

適宜当財団と情報交換、活動状況の報告ミーティングを実施し、進捗や課題等を共有すること。尚、ミーティングの方法はオンライン、オフラインのいずれでも可能とする。

## 3. 管理体制

受託者は本業務がトラブルなく円滑に実施できるよう十分な体制を講じること。また、業務については双方適宜協議のうえ進めること。

## 4. 財産・著作権

本業務によって取得した一切の財産・著作権は本財団に属するものとする。成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本財団は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

また、原則、本業務によって取得した情報資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

## 5. 報告書

本業務完了後、速やかに成果品を電子媒体（PDF等）で、1部納品すること。

- (ア) 業務完了報告書
- (イ) その他本財団が必要としたデータ、書類

## 6. 検収

本業務受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。本財団は納入日から5営業日以内に納品物の検収を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

## 7. 個人情報の保護

本業務受託者は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」(別記)を守らなければならない。

## 8. 疑義に関する協議

本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項およびその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、本仕様書に定めるもののほか、明示なき事項または疑義が生じた場合には協議の上決定することとする。